

大枝公園テニススクール規約

第1条 (名称・目的)

本スポーツスクールは、大枝公園テニススクール（以下本スクールという）と称し、生徒相互のスクールを通じて健全な心身の維持育成と親睦を目的とします。

第2条 (所在地)

本スクールの事務所は、大枝公園パークセンターに置きます。

第3条 (運営)

本スクールの運営は、一般財団法人大阪スポーツみどり財団が行います。

第4条 (受講料)

受講料は別途定めのとおりとします。
尚、物価その他の諸事情によりやむなく受講料を変更することがあります。

第5条 (継続・休会について)

休会される場合は必ず前月20日までにお申出下さい。
期日を過ぎますと、受講料の返金できませんのでご注意ください。

第6条 (入会資格)

本スクールに入会できる方は、スポーツを行うのに適した健康状態である者とし、本スクールの目的を理解し、本スクールの規約遵守及び当施設利用規則を遵守できる方に限ります。

第7条 (生徒の遵守義務)

スクール内ではコーチの指示に従い、エチケット及びマナーを守り、第三者に迷惑をかけないようにしなければなりません。健康管理に十分注意し、各自の責任においてご参加お願い致します。

第8条 (生徒資格の取り消し)

本スクールの名誉を著しく毀損した会員、及び本スクールの諸規定に違反した会員については、その資格を取り消す場合がありますのでご了承下さい。

第9条 (開講制限)

天災、災害、法令の改廃、経済情勢の変動、本施設、スクールの改造、補修点検、社員の研修等、やむを得ない事由が発生した場合、本スクールはその施設の一部又は全部を休講又は短縮するなど開講制限を行う場合がございます。

第10条 (保険加入)

スクール開催にあたり、傷害保険に加入します。その手続き及び負担は本スクールがおこなうものとします。スクール中に事故が発生した際はすぐにパークセンターまでお申し出ください。
本スクール中に起きた事故等の補償に関しては加入する保険会社の約款どおりとします。

第11条 (傷害事故等における対応と免責事項)

本スクール生が受講中に負傷した場合は、コーチまたは施設スタッフが応急処置を施します。
また、本スクールの生徒は自己の責任と危険負担において行動するものとし、受講中に起きた盗難、怪我等の事故においては、本スクールの責めに帰すべき事項が無い限り責任は負いかねます。

第12条 (その他)

本規定に定めのない事項、ルールについてはパンフレット・掲示物等の規定に準じるものとします。
本規約の改廃、変更についてはスクールが決定し、その効力はすべての会員に及ぶものとします。
※尚、等施設の判断により、ご入会していただけない場合がございます。

第13条 (個人情報取り扱い)

スクール入会の際頂戴します個人情報は、会費徴収及びイベント情報やご利用案内の連絡、スクール会員登録名簿に利用させていただきます。
教室中の映像・写真・記事・記録等をテレビ・新聞・インターネット等へ利用させていただく場合がございます。